

平成 30 年度 入札制度の改正について

1 指名業者名等の事後公表について

これまで、本市では、入札・契約手続きの透明性を確保するため、指名業者名等を指名等の通知後速やかに公表してきました。

しかしながら、近年公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令が改正されており、その趣旨に基づき、指名業者名等は入札等の執行後に発表することとします。

なお、「入札予定一覧」に公表する内容（工事名、工事箇所、予定価格、入札日時等）については、これまでどおり入札前に公表します。

変更前「指名業者名等の事前公表」→変更後「指名業者名等の事後公表」

2 設計図書等の縦覧方法について

近年、資料等の電子化、ペーパーレス化に伴い、要望がありました工事等の設計図書について、一般競争入札同様、ホームページでの縦覧といたします。これに伴い、縦覧室での書面縦覧は廃止とし、合わせて縦覧署名についても廃止します。

なお、紙媒体での出力を希望される場合は、従来の設計書のコピー同様、財政課にて有料で行うこともできますので、ご相談ください。

変更前「縦覧室での書面縦覧」→変更後「ホームページでの電子縦覧」

3 前払金限度額の見直しについて

改正品確法等の関係法令の趣旨である下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善の観点から、前払金限度額を 2 億円（従前 1 億円）とします。

変更前 「1 億円を限度とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。」

↓

変更後 「2 億円を限度とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。」

施行（改正）日 平成 30 年 4 月 1 日